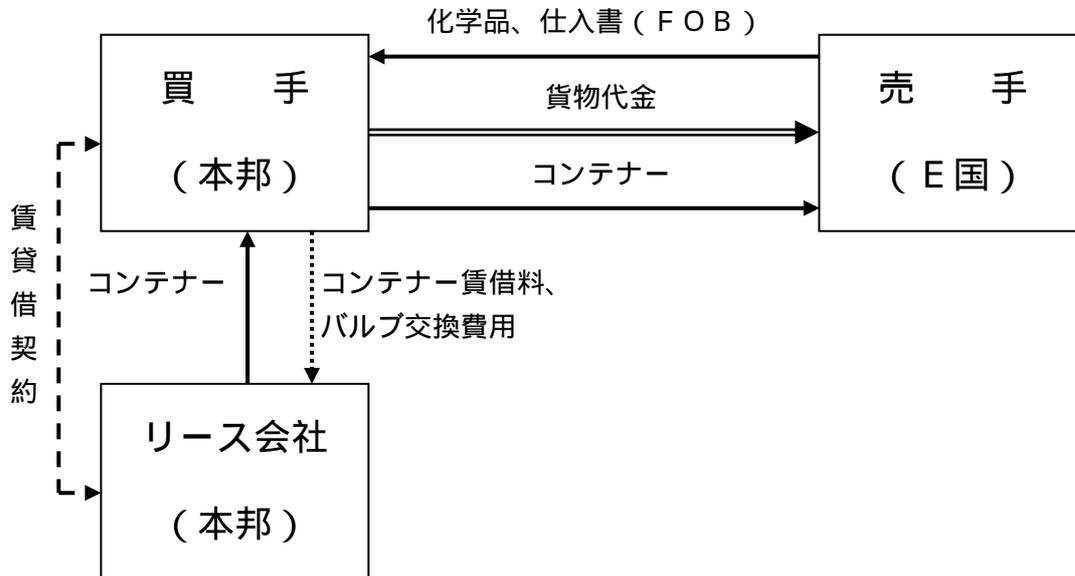


## 27. 反復使用されるタンク・コンテナに係るバルブ交換費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で化学品を継続的に購入（輸入）しています。

当社は、輸入貨物を運送するために、本邦所在のリース会社から長期にタンク・コンテナを賃借しています。

なお、タンク・コンテナは、反復使用されるものであり、輸入貨物の搬出後に本邦で滞留することなく、次回の輸入貨物運送のために輸出港へ運送しています。

また、売手は、輸入貨物をコンテナに積み込む前に、コンテナのバルブの損傷の程度を点検し、必要に応じて、当社にバルブの交換作業を依頼します。

当社は、賃貸借契約に基づき、リース会社に本邦においてバルブ交換作業を行わせ、バルブ交換費用をコンテナ賃借料と共に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がリース会社に支払うバルブ交換費用を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社がリース会社に支払うバルブ交換費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、次回の輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があります。なお、賃貸借契約終了時に発生したバルブ交換費用は現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、運送契約に基づき運送の対価として運送人等に最終的に支払われる費用とされ、コンテナ賃借料を含むとされています。

本件バルブ交換費用は、コンテナの機能を維持するために必要なバルブ交換作業の対価として、賃貸借契約に基づき最終的に支払われる費用であることから、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃に含まれ、現実支払価格に加算されます。

なお、本件コンテナのバルブ交換作業は、次回の輸入貨物を運送するために行われることから、次回の輸入貨物の現実支払価格に加算されます。

また、賃貸借契約終了時にコンテナ返却のためにバルブ交換作業が行われる場合、当該バルブ交換費用は、コンテナを原状回復した状態でリース会社に返却するために発生するものであることから、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃に含まれません。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ(ハ)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)